

第31回

資料 4

関西圏国家戦略特別区域会議 兵庫県提出資料



兵庫県マスコット
はばたん



令和4年12月14日

外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ）

①創業人材の多様な外国人の受入れ促進 ②創業外国人材の事業所確保要件の緩和

- 2020年7月、世界と伍するスタートアップ・エコシステム拠点都市（京阪神）に選定
- 2023年2月、拠点都市事業（内閣府R3補正予算）により、欧州スタートアップ約5社を受入れ、デモデイ・マッチングを実施予定
- 2023年度、神戸市と連携し「起業プラザひょうご」にグローバル拠点機能の追加を検討

- 在留資格「経営・管理」の要件を全て満たすのはハードルが高く、とりわけ入国後間もない外国人は信用力が低いため、事業所を確保するのが困難である案件が多い。
- 今年度の外国人の創業に関する相談は100件を超える見込みで、「起業プラザひょうご」へのグローバル拠点機能の追加や、海外起業家の誘致促進への注力により、今後、相談件数のさらなる増加が想定される。
- 県内大学の留学生の起業家育成プログラムへの参加や、大学起業部での活動により、将来的に留学生による起業も期待される。

在留資格「経営・管理」の要件

入国時に以下の両方を満たすことが必要

- ①事業所の確保
（コワーキングスペース等不可）
- ②2人以上の常勤職員
又は500万円以上の出資金等

特例措置

県が事業計画を認証

特例

在留資格要件を「入国時」ではなく、「上陸後6ヶ月以内」に満たす見込みで入国を認める

創業活動
（6ヶ月）

「経営・管理」ビザ（初回更新時）

特例

県が公募し認定するコワーキングスペース等も事業所として認める
※要件②を満たしていること

事業活動
（最長1年）

「経営・管理」ビザ更新

兵庫県等による
創業支援・各種サポート

海外スタートアップ、留学生等、有望な外国人材による起業を加速し、
本県のスタートアップエコシステムの活性化に寄与する